

# 平成21年度さって応援券発行事業約款

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 幸手市商工会は、地域消費者の購買意欲拡大等により、地域経済と商店街等の活性化を図るため、さって応援券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

### (実施主体)

第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は幸手市商工会が行う。

### (実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、商品券販売開始日の平成21年4月19日（日）から換金終了日の平成21年7月30日（木）までとする。

### (発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、1億1,000万円とする。

2 発行総額のうち、商品券は販売総額1億円とし、その10%にあたる1千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (商品券の販売内容)

第5条 商品券の販売単位は1冊1万円とし、1冊は額面1000円券11枚綴りとする。

### (券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体及びその所在地
- ② 利用可能な金額、期間、商品
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 釣銭が出ないこと
- ⑤ 紛失、盗難等の免責
- ⑥ 約款の存在

## 第2章 商品券の販売

### (購入対象者)

第7条 商品券の購入対象者は、原則として幸手市民とするが、商業等の活性化の観点から市外の消費者も購入することができるものとする。

### (購入限度額)

第8条 商品券の購入は、1人あたり5万円を限度とする。

### (販売等)

第9条 商品券の販売は、平成21年4月19日（日）から平成21年6月30日（火）までし、販売時間は午前10時から午後4時とする。但し、販売が第4条2項の販売総額に達した時点で終了とする。

2 販売所は、商工会事務所とする。

### (販売の周知)

第10条 販売の周知方法は次のいずれかの方法とする。

- ① 商工会報
- ② 市広報紙
- ③ チラシ配布
- ④ ポスター等掲示
- ⑤ その他

### 第3章 商品券の利用

#### (利用期間)

第11条 商品券の利用期間は平成21年4月19日（日）から平成21年6月30日（火）までの期間とし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

#### (利用限度額)

第12条 商品券の利用は1回あたり5万円を限度とする。

#### (利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、次に掲げる条件のいずれかに該当する事業所及び第21条による登録をした事業所とする。

- ① 商品券取扱を希望する市内の幸手市商工会会員。
- ② 商品券取扱を希望する幸手商店会連合会及び幸手市商業協同組合加盟店
- ③ 上記①及び②以外の商品券取扱を希望する市内の事業所で、幸手市商工会会長の承認を受けた事業所。

#### (利用制限)

第14条 次に掲げる商品及びサービス等の対価については、商品券の使用ができないものとする。

- ① 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ② 家賃及び地代等の支払い
- ③ 仕入、債務等の事業活動に伴う支払い
- ④ 公共料金等の支払い

#### (商品券店舗区分)

第15条 大・中型店及びチェーンストア店（大規模小売店舗、中規模小売店舗、店舗500m<sup>2</sup>以上、コンビニエンスストア等を含むチェーン店）は、「指定店」とする。それ以外の店舗は「一般店」とする。

#### (商品券使用区分)

第16条 1冊11枚綴りのうち以下のような使用区分を設ける

- ① 指定店においては、商品券1冊11枚綴りの内、指定の5枚を使用できるものとする（商品券に「指定店」として表示）。
- ② 但し、上記取扱店の内、幸手市内に本社（店）登記がある中小企業で、地元商店会への貢献実績から、幸手市商工会会長の承認を受けた取扱店については、一般店と同様の使用区分（全ての商品券が使用可能）とする。
- ③ 商工会等は、大・中型店対象事業所を加盟店一覧表等で明記し、利用者との問題が生じぬよう努め、商品券販売時に利用者に対し、商品券と取扱店一覧表を渡すこととする。

#### (釣り銭)

第17条 商品券取扱店は、利用者が商品券額面に満たない場合、釣り銭は支払わない。

#### (紛失等の責務)

第18条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第19条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に対し損害金の全額を申し受けるものとする。

(返金請求)

第20条 商品券を購入した者が、未使用商品券分（1冊11枚綴）の返金を申し出た場合は、事務経費分（2,000円）を差し引いた金額を、商工会は未使用商品券と引き換えに持参者に支払うものとする。なお、その際は1冊単位で返金に応じることとし、1冊中の残った商品券については対象外とする。

2 返金期限は、平成21年6月30日（火）までとし、期限を過ぎた商品券は無効とする。

#### 第4章 取扱店

(取扱店の募集)

第20条 取扱店の募集の周知方法は、商工会報及び市広報紙等によるものとする。

(登録手続き)

第21条 取扱を希望する事業所は、商工会事務局に「取扱店登録申請書」を提出し、幸手市商工会長の承認を受けた事業所とする。

(換金期間)

第22条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、平成21年4月21日（火）から平成21年7月30日（木）までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第23条 取扱店は、利用者が使用した商品券を換金する場合は、商工会等が定める金融機関に、別紙様式による口座振替依頼書等及び取扱店名を記載した使用済み商品券を提出して、指定口座より送金を受けることとする。

(取扱店の責務)

第24条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参した時は、商品券額面分の物品の販売とサービスの提供をおこなうこと。
- ② 商工会が配布するポスター等を利用者に見やすい場所に掲示すること。
- ③ 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店等の記載又はゴム印を押印するとともに、切り取り波線に沿って切り取ること。
- ④ 他店の記載又は押印がある商品券及び既に切り取り波線を切り取ってある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出ること。
- ⑥ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑦ 取扱店事業主は商品券の購入を禁止する。
- ⑧ 商工会、並びに市が本事業に関して調査を行うときは、報告等の協力をすること。
- ⑨ 本約款に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

(取扱店資格の喪失等)

第25条 取扱店は、第12条、14条、16条、24条及び前条の各号に違約する行為が認めら

れた場合、換金の拒否、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

#### (紛失等の責務)

第26条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、減失は、取扱店の責務とする。

#### (届け出事項の変更)

第27条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

## 第5章 雜 則

#### (商工会の責務)

第28条 商工会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- ② 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- ③ 商品券の保管は特に厳重に行い、未販売の商品券は金庫等に保管すること。
- ④ 商品券の盗難・紛失が発生したときは、速やかに商工会長及び商業部会長に盗難・紛失した商品券番号を報告するとともに、取扱店にその旨を通知すること。
- ⑤ 上記の各号の他、商品券発行事業に必要な運営管理を行うこと。

#### (紛失等の責務)

第29条 商工会の過失による商品券の盗難・紛失・減失は商工会の責務とし、商工会は損害の補填するものとする。

#### (その他)

第30条 商工会は、商品券の購入者が次のことを行った場合は、返還請求その他商工会で審議決定した処置をとるものとする。

- ① 第14条に違反する行為をおこなったもの。
- ② 商品券を担保に供し、又は質入をすること。
- ③ その他商品券事業の目的に相反する行為を行ったもの。

2 商品券発行事業についての問い合わせは、次のとおりとする。

発行事業団体	幸手市商工会
所 在 地	埼玉県幸手市東3-8-3
電 話 番 号	0480-43-3830

3 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、幸手市商工会会長及び商業部会「さって応援券発行委員会」が協議して別に定める。

## 附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。